

Title	エリザベス治世期における下院の議事手続
Sub Title	Proceedings of the house of Commons under the reign of Elizabeth I
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.4 (2008. 3) ,p.27(361)- 63(397)
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080300-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エリザベス治世期における下院の議事手続

仲丸英起

一．はじめに

一六世紀から一七世紀前半にかけて、イングランド議事手続が徐々に整備されていった。従来この過程は、政府の政策や運営に対する議会の不同意を、あるいは政府からの議会の独立性を示す指標として捉えられてきた。そしてこうした見解は狭い意味での議会史に留まらず、二〇世紀前半の国制史、法制史、政治史といった様々な領域の専門家にある程度まで共通して受け入れられていたと言える。F・W・メイトランド⁽¹⁾、J・レイトリツヒ⁽²⁾、W・ノートスタイン⁽³⁾、W・G・ホルズワース⁽⁴⁾、A・F・ポラード⁽⁵⁾といった人々に代表される各分野におけるそれぞれの議論は、細かな差異はあれいずれも「革命」に至る議会の直線的な発展を前提とする点では軌を

一にしていた⁽⁶⁾。そしてこの潮流をいわゆる伝統的歴史学の立場から集大成したのが、二〇世紀中葉におけるエリザベス朝研究最大の碩学たるJ・E・ニールであった。ニールはそれまでの研究者によつて等しく認められていた議事手続の発展の大部分を、持論の一つである組織的ピューリタン反対派の行動に帰したのである。ニールによれば、こうしたピューリタンたちは委員会の設置、議論の誘導、隠密裡に行われたロビー活動などによつて、自らに有利となるように議事手続を変化させていったのであった⁽⁷⁾。

しかしこうした優れてホイッグ的な解釈は、近世イングランド議会史の他の側面と同様、二〇世紀後半にはいわゆる修正主義者たちからの酷烈な批判にさらされることになった。初期ステュアート朝期の議事手続における

主要な新制度を研究したS・ランバートによれば、そこに政治的な動機は見当たらず、「いかなる事例においても議事手続の発展は国制上の重要性を有していない」のであった。⁽⁸⁾ すなわちこうした変化は、一六世紀後半以降急増しつつあった法案数に対処するために起きたのである。⁽⁹⁾ またG・R・エルトンも、エリザベス治世期における議事手続の新制度と発展は議事を迅速かつ円滑に処理するために生じてきたのであり、ニールが主張したような組織的ピューリタン反対派の政治的野心とは全く関連性を持たない、と論じた。⁽¹⁰⁾ さらにM・A・R・グレーヴスは、議事手続の変化において貴族院が果たした役割の重要性を強調した。⁽¹¹⁾ もつとも伝統的な解釈の擁護者が全く存在しないわけではなく、T・K・ラブは一連の変化が後に国王に対する政治的武器として用いられる基盤となったのではないかと考えている。⁽¹²⁾ とはいえ、そのラブでさえも議事手続改良の本来的な意図は政治的要因よりもむしろ立法過程に存していたと認めているように、現在ではエリザベス治世期における議事手続の整備を後の内乱の要因と切り離して考えるのが一般的であると思われる。

現在のところ、筆者には議事手続をめぐるこれまでの議論を総括したり、法制史上の意義を分析したりする力

量は無い。したがって、本稿では同時代人が議事手続に關して書き残した数点の一次史料を中心とし、先行研究を適宜参照しながら、そこから読み取れる何点かの主題について考察してみたい。まず初めに議事手続を扱った同時代における史料の性質とその成立過程について概観し、次にこの史料に沿って法案審議過程の整理を試みる。その後委員会を中心として議事手続改良の意図が何であったのかを分析し、そして最後にその手続を司っていた議長に關するこれまでの学説を再検討してみたい。

二・議事手続関連史料

エリザベス治世期議會の議事手続を扱っている史料としては、主にSir Thomas Smith, *De Republica Anglorum*,⁽¹⁾ 1583. およびJohn Hooker, *The Order and Usage of the Keeping of a Parliament in England*, 1572. へW. Lambarde, *Some few notes of the Orders, Proceedings, Punishments, and Privileges of the Lower House of Parliament*,⁽³⁾ 1584. が知られている。⁽⁴⁾ それぞれの著者を中心として、これら史料の性質について概要を述べてみたい。

De Republica Anglorum (『イングランド統治論』) を著したサー・トマス・スミス(一五一三—一五七七年)

は、若くして「ケンブリッジ大学の華」と呼ばれた学者および外交官である。二〇世紀初頭にR・アルストンによる編集版が刊行されたこともあり、我が国でも法制史家の間では比較的古くからその存在が知られていた。オリジナル版の出版年は著者没後の一五八三年となっているが、執筆されたのは一五六五年頃と見られている。メリザベス治世期およびメリザベス治世初期に外交特使として大陸に赴いていたスマスは、そのローマ法に関する知識を生かし大陸との比較を行うことでイングランド国制の独自性を国外に広く知らしめるためにこの書物を著したと言われている。その叙述様式は、スマス本人の言葉によれば「歴史と哲学の中間」を指したものであった。そのためか議会に関しても具体的な議事手続を論じている箇所と同時に、国制上の特質を政治思想的に論じている箇所も存在している。議事手続の部分は自らの議員としての経験を反映させたものであるが、国制における性質の部分についてはスマス自身の見解が色濃く滲み出ていると言えるだろう。

次にジョン・フッカーの *The Order and Usage of the Keeping of a Parliament in England* (『イングランド議会運営のための議事規則と慣行』) に移る。著者自身は

あまり知られていないが、神学者として有名なりチャード・フッカーの腹違いの叔父に当たる人物である。祖父、父共にエクセター市長を務めたイングランド西南地域の有力家系に生まれたフッカーは、オックスフォードで法律を学んだ後、故郷に戻り家令 (chamberlain) としてエクセター市の公文書の保管業務などを行っていた。この古文書家としての技術と知識がサー・ピーター・カリーの目にとまり、フッカーはカリーのパトロネージで一五六九年のアイerland議会に選出される。この議会ではアイerland出身の議員とイングランド出身の議員との間に激しい対立があり、イングランド支配の利益を主張したフッカーに対し、アイerland出身の議員から口汚い罵声が浴びせられるという出来事があった。これを契機として、アイerlandを啓蒙するためにイングランド議会で用いられている慣行をまとめた書物を出版しようと思いついたようである。その後イングランドに戻った彼は、一五七一年エクセター市から議会に選出され、主としてこの時の体験をもとにして『議事規則と慣行』が著されたと考えられる。フッカーは同書の前半部分に中世における議事手続集として知られていた *Modus tenendi parliamentum* (『議会保持規則』) を英訳して収録

しており、『議事規則と慣行』は同書の構成に沿う形式で叙述が進められている。⁽¹⁰⁾それは尚古学者としての自身の面目躍如たるところであつたであろう。そしてやはり彼の性格を反映したのであるうか、フッカーは自分の経験にもとづいて議事手続を理路整然と各項目別に再構成しようとした印象を受ける。それゆえスミスほど国制上における理論的な議会の地位について自分の意見を述べていない。⁽¹¹⁾

最後に *Some few notes of the Orders...* (『下院の規則、手続、罰則、特権に関する若干の覚え書き』)の著者とされるランバードであるが、この人物が治安判事マニユアルの著者として知られるウイリアム・ランバードと同一人物であるかどうかについては研究者間でも意見の一致は見られていない。⁽¹²⁾しかし、この史料の中に一五六三年における実際の議場での議論を踏まえた叙述が散見されること⁽¹³⁾から、このランバードが同会期に選出され、下院議員としての経験を持っていた人物であるのは確かである。そしてウイリアム・ランバードはこの時ヨークシャーのアルドバラ選挙区から議会に選出されているため、両者が同一人物である可能性はかなり高い。また議会へ選出されたのはこの一度きりで、議員としての経験が豊

富ではなかったにもかかわらずランバードがこの摘録を作成したのは、リンカーンズ・インにおける自身の友人であり、一五八四年の議会における下院議長への就任が内定していたジョン・パクリングの職務遂行を手助けするためであつたと言われている。⁽¹⁴⁾そしていかにも法学院でコモン・ローを学んだ人物らしさが表れているのが、その叙述スタイルである。フッカーが自身の経験をもとに議事規則の定式化を図つたのに対し、ランバードはふんだんに過去の事例を用いて現在の規則を正統化しようとしているように思われる。

以上のように三種の史料は著された時期もその性格も若干異なるのであるが、議会内で実際に行われていた法案審議の過程に限定すれば、その叙述はほぼ一致している。次章では適宜これらの史料を参照しつつ、制定法成立までの一六世紀後半における一般的な過程を時系列的に見てゆくことにしたい。

三. 法案審議過程

議会における議事手続は、法案の提出をもって開始される。これについては前述の三史料に明確な記述がないが、どちらの議院に法案を提出するかは基本的に提出者

の裁量に委ねられていた。ただし法案の種類によっては先議権のある議院が慣習的に決まっているものがあつた。例えば一般的な補助税法案は常に下院が先議権を有していたが、聖職者議会で可決された聖職者に対する補助税法案に対する先議権は貴族院にあつた。また所領問題に関する法案の大部分は下院から審議が開始されたが、私権剥奪、反逆者、国王布告に関する事項、その他国王の許可を有する事項は貴族院の審議が優先された。それ以外に法案については特に先議権のある議院は決まつておらず、どちらに提出するかは提出者の判断に委ねられていた⁽¹⁾。

エリザベス治世期までには、両院共に法案の通過までに三回の読会を経るのが標準的となつていたようである⁽²⁾。提出された法案は、貴族院では議長を務める大法官（多くの場合国璽尚書を兼ねる）⁽³⁾が、下院では各会期開始時に選出された議長が受け取り、書記に手渡される。書記はこれらの法案を保持し、議長の指示に従つて題名の読み上げを行う⁽⁵⁾。こうして第一読会が開始されるが、ここでは実質的な審議は行われず、未だ活版印刷が普及していなかつた時代にあつて法案内容の議員への告知をその目的としていた。書記が法案の題名を読み上げた後、議

長がその概要を繰り返した。その際には、「何人にも発言させず、次の読会時に助言してもらふようにする。これは説得力ある演説を聴くためであると共に、（第二読会に）より多くの時間を割くためである」⁽⁶⁾。この時点で廃案となる法案は極めて稀であるが、全く存在しないわけでもなかつた⁽⁷⁾。

第二読会では、審議される法案の内容が最初から最後まで読み上げられ、本格的な審議が開始される。ランバードによれば、その法案に賛成・反対いずれか一方を支持する発言が三人以上の議員によつてなされた場合、もしくは双方六人ずつの議員がそれぞれの意見を述べた場合、議長は議場に次のように問いかける⁽⁸⁾。「本法案は審議が尽くされました。諸君のお考えは。本法案を浄書いたしますか、委員会に付託いたしますか。」ここで浄書を支持する声が大きければ、その法案は浄書される。委員会付託を支持する声が大きければ、議長は議員達に委員の任命を嘆願しなければならず、その後その開催日時と場所、本会議に報告がなされる期日を指定する。どちらの声が大きいか判断できない場合、議長は「本法案を浄書させたい諸君は、『賛成』と言つて下さい。」と述べ、この声が収まった後、「本法案を浄書させたくない諸君

は、『反対』と言って下さい。」と述べ、その声の大きさを判断を下す。それでも判別できない場合は、双方の議員を分けてそれぞれの数を比較することになる。⁽⁹⁾ここで反対が賛成を上回れば、その法案は廃案となり、同一会期中の再提出は不可能となる。⁽¹⁰⁾

法案が委員会に付託された場合、その委員会には単独で結論を下す権限はない。フッカーによれば、「委員会に付託された事項の整理、改良、検証、修正のみを行う。そして委員会はその内容を再び議会に報告しなければならず、議会によってその法案が検討されることとなる。⁽¹¹⁾」こうして修正された法案が委員長その他によって議会に報告されると、通常は第二読会から審議が再開される。ただし委員会が相当な修正が必要であるという結論に達し、新たに法案を起草し直した方が好都合であると判断した場合には、その法案は一旦廃案となり、形式上新規の法案が提出し直されて、第一読会からやり直しとなる。⁽¹²⁾

第二読会を通過した法案は、羊皮紙に浄書され、第三読会へと進む。第三読会では、法案の要旨が読み上げられて若干の討議が行われた後、議長は採決を行ってよいかどうか議場に問いかける。⁽¹³⁾採決の同意が得られれば、

議長は「読み上げられたような様式と形態でこの法案を通過させたいと思う諸君は『賛成』と、通過させたくないと思う諸君は『反対』と言って下さい。」と議場に問いかけ、第二読会の時と同じようにまず声による判断が行われる。ここで判断がつかない場合、やはり双方の議員を物理的に分離して双方の数を数え上げる「採決 (Division)」が行われる。フッカーによれば、「この採決では、肯定派が立ち上がって、(衛視によって) その場にいたあらゆる人々の前方に作られた空間に移動する。それから議長は議員数を算出するためにその空間に着席させる最初の二人あるいは四人を指名しなければならない。次にそれ以外の議員が一人ずつ順々に着席してゆく。⁽¹⁴⁾」このようにして賛否が最終的に決着し、可決された法案はその旨書記により証されて他院に送付される。否決された場合その法案は廃案となり、第二読会の時と同様同一会期中には再提出されない。

法案が送付された議院では、再び三読会手続が取られる。ただし第二院では、既に第一院で法案の実質的内容や文面はかなり検討されているので、第一院よりは法案通過に要する時間が短くて済むという傾向があった。「しかし貴族院と下院との間で法案の修正に異論がある

場合、両院の中から数人の特別な人物が集って協議し、一方の議院が他方の議院の意図を理解する必要がある。⁽¹⁵⁾これが両院協議会であり、かなり頻繁に開かれたようである。第二院でも法案が可決された場合、同じく書記による証明がなされる。第二院によって修正がなされた場合、その内容が証明書に記載され、修正条項が法案に付加される。その場合法案は第一院に再送付され、承認を受ける。⁽¹⁶⁾以上の手続が全て終了すると、その法案は両院で可決されたことになり、会期最終日まで書記によって保管される。

会期最終日、貴族院での閉会の儀式の最終盤に各法案に対する国王の認否が示される。貴族院に二人いる書記の内、「議会の書記」がその会期中に両院を通過した法案を読み上げ、「国王の書記」が各々に対して国王の賛否をフランス語で読み上げる。⁽¹⁷⁾その際に、「国王は（自分自身では）いかなる法案も追加したり削除したりできず、ただ議会の諸階層から面前に提示された結論を受諾するか、さもなければ拒絶する他ない。」⁽¹⁸⁾こうして国王の承認を受けた法案は、「今や紛れもないイングラント王国の完全な法として認められるのである。」⁽¹⁹⁾もちろん全ての法案が国王の許可を得られたわけではなく、拒絶

されて廃案となるものも存在した。

以上が同時代の史料から再構成した法案審議過程の概略である。もちろん基本的に王権の絶対性が留保されている当時のイングラントでは、現代的な意味での政党制も議院内閣制も存在していない。また司法・行政・立法の三権も依然未分化で議会の独立は保障されておらず、制度上最終的な法案の成否は国王の意向にかかっていた。だがたとえこうした留保がなされるにせよ、三読会制や委員会への付託あるいは両院協議会など、名誉革命以降に成立してゆく政党政治下の議会へ引き継がれてゆく制度の原型が既に一六世紀後半にはほぼ確立していた点は注目に値するであろう。⁽²⁰⁾法的には発議権を欠き統治に参加できなかつたフランスの全国三部会や、⁽²¹⁾基本的に皇帝の行った提案を叩き台として審議を行い、実質的な審議権は選帝侯部会と諸侯部会にしか与えられていなかった神聖ローマ帝国議会と⁽²²⁾比較するだけでも、当時のイングラント議会における議事手続の完成度の高さは容易に看取される。第一章でも述べたように、従来の議論ではこれが何らかの意味で議会の政治的独立性を示す指標であるのか、それとも単に法案の増大に対処するための議事運営効率化の結果であるのか、という点が問題となつて

きた。次にこの時期まさに整備されつつあった委員会制度に焦点を当てて、この問題に関して若干の分析を試みたい。

四．委員会制度の成立をめぐる

ホイッグ的解釈枠組みの中にあつては、一六世紀後半以降に開始される委員会制度の整備は紛れもなく国制上の下院「発展」の重要な一里塚であつた。ノートスタインは、「エリザベス治世晩年に委員会制度が急速に発展し、枢密院は大部分の委員会では思い通りに事を運んでいたものの、この制度の拡大は彼らを益するところとはならなかつた。」⁽¹⁾と述べている。またニールは一五七一年議会で初めて史料に登場してくる不平に関する委員会 (committee for grievances) について、「この制度は下院の常任委員会の一つとしてエリザベス治世後半および初期ステュアート朝期において発展することになり、私的立法とは区別されるものとしての公的立法における主導権獲得に際し、最も重要な要素となるものであつた。」⁽²⁾として、やはり政府および国王に対抗する手段として下院が委員会を進展させていったという認識を示している。

こうしたノートスタインやニールの著作に代表されるように、従来特に注目されてきたのは一七世紀に入つて確立された全院委員会制度および常任委員会制度であつた。したがつて修正主義による批判もこの主題に集約される傾向があり、⁽³⁾取り上げられるのは必然的に初期ステュアート朝期が中心となつてきた。フッカーやランバードの叙述からエリザベス治世期には既に議事手続に委員会制度が組み込まれていたのは確実であるにもかかわらず、なぜこの時期にそれが確立していったかという問いに答える本格的な研究は、これまでのところほとんどなされてい⁽⁴⁾ない。ここでは委員会への枢密議官の出席という観点から委員会の果たしていた機能を分析したR・C・マンデンの論文⁽⁵⁾と、各会期における主要議題を審議した委員会に関して筆者が知りえた若干の事実にもとづき、この問いを探求してみたい。

マンデンは、かつてD・H・ウィルソンが下院における枢密院の政治的役割の低下を示すために提示した統計上の数値⁽⁶⁾を、「委員会が取り扱っている事項に注意を払わなければ何の意味も無い」としたランバードの批判⁽⁷⁾にもとづき、改めて委員会の内容を分類する統計処理を行った。その際にマンデンが用いた分類は、一、「コモン

(表1) 提出法案内容内訳

	① 提出 法案数	② ①の内 委員会付託数	③ ②の内 枢密院出席数	④ 成立 法案数	⑤ ③の内 ④の数
コモンウェルスに関する不満	12	7	4	1	0
宗教に関する問題	32	18	3	4	1
法律改革	63	51	3	13	1
農業、公益、産業の運営	107	87	5	15	0
社会統制	57	40	3	11	1
私的、個人的、地方的問題	118	90	5	64	3
国家政策および財政	46	24	13	23	4
小計	435	317	36	131	10

全法案中委員会付託割合	73%
全委員会中枢密顧問官出席割合	11%
全委員会付託法案中制定法成立割合	41%

R. C. Munden, "All the Privy Council Being Members of this House": A Note on the Constitutional Significance of Procedure in the House of Commons, 1589-1614', *Parliamentary History* 12, 1993, Figure 2. The Subject-Matter of Bills 1589-1614, p. 120. より作成。

ウェルスに関する不満」、二、「宗教に関する問題」、三、「法律改革」、四、「農業、交易、産業の運営」、五、「社会統制」、六、「私的、個人的、地方的問題」、七、「国家政策および財政」の七種類である。調査対象はエリザベス治世末期の四会期（一五八九年、一五九三年、一五九七年、一六〇一年）およびジェームズ治世期に入った五会期まで（一六〇四年、一六〇五／六年、一六〇六／七年、一六〇九年、一六一四年）である。ここではエリザベス治世期の四会期に注目し、マンデンの数値に従いこの四会期を合算したのが（表1）である。⁽⁸⁾

この表を見てまず気づくのは、委員会に付託された法案数の多さである。四会期中に下院に提出された四三五法案中、三一七法案が委員会に付託されており、その割合は七三パーセントにも及ぶ。エリザベス即位後に初めて委員会制度の本格的運用が開始された事実を考えると、一六世紀後半には急激に委員会数が増加し、その重要性が高まっていったと考えられる。しかし一方で委員会に付託された法案中、制定法として成立したのは一三一法案（四一パーセント）に留まっております。委員会に付託されたとしても半数以上の法案は

廃案になっていた状況も見て取れる。

次に枢密院の関与について考察してみよう。まず全体として枢密議官全員が出席している委員会数がかなり少ない点に気づく。三一七委員会中で枢密議官全員が出席したのは三六委員会のみであり、わずか一一パーセントに過ぎない。こうした状態では委員会を通じて政府側が議事を直接的に統制しているとは考えにくく、ノートスタインのように「エリザベス治世期末期には、少なくとも部分的には、依然として枢密院は委員会の制御を通じて支配権を維持できていた⁹⁾」と主張するのでさえ無理があるのではないだろうか。たとえ何らかの影響力を及ぼしていたとしても、それはかなり限定的であったと言わざるをえない。

さらに委員会の内容について見てみると、表に記載されている七分類中、比較的枢密院が出席している割合の高い委員会は「コモンウェルスに関する不満」（五七パーセント）、「国家政策および財政」（五四パーセント）の二つである。「コモンウェルスに関する不満」には独占、徴発権、財務府行政など、また「国家政策および財政」には補助税や外交など、共に国家全体に関わる重要な問題が含まれているので、この両者において枢密院の

関心が高くなるのは当然とも言える。しかしそれ以外の五項目はいずれも出席率が二〇パーセントを切っており、前二者と比べ関心が高くなかったと推測される。さらに枢密議官が全員出席した委員会で審議された三六法案中、制定法となったのは三分の一弱の一〇法案に過ぎない。もちろん政府に不都合な法案に対し、あえて枢密議官が全員で委員会に出席して法案の通過阻止を図ったという可能性も考えられる。特に「コモンウェルスに関する不満」では制定法となった法案が一つも存在せず、そうした可能性は十分に考えられる。しかしさしあたり国家全体に関わらない問題を扱った五項目、併せて一九の枢密議官が全員出席した委員会に着目してみても、制定法として成立したのは六法案に留まっている。そのためこうした法案成立の低い割合は、法案審議過程における枢密院の影響力の総体的な弱さを示していると考えられる。

こうした結果をふまえ、マンデンは次のように結論づけている。「私見では、枢密院は何らかの『国家的』支配権を及ぼそうとして所与の委員会に携わるようになっていったのではなく、他の利益集団と同じく委員会の構成員に『正式な』方法で任命されていたのである。なぜならそうした委員会は自らを枢密議官に任命した国王あ

るいは女王の——言いかえれば彼らが代表していた利益集團の——利害に関係があったからである。⁽¹⁰⁾そしてこの仮説に立ち枢密院を数ある利益集團内の一つと見なせば、枢密議官といえども下院内で特別な地位を享受できなかったことになる。したがって積極的な意味においても消極的な意味においてもその影響力は絶対的とは成りえず、それが(表1)の数値となって表れていると考えられる。

では続いて各会期の主要議題を審議している委員会の出席者に関する検討に移りたい。筆者はD・M・デーソンが提起した「法案全体に反対の発言を行った議員は、その法案を審議する委員会に任命されるのか」という問題に示唆を受けて、これを掘り下げるべく多少なりとも総体的な調査を試みた。⁽¹¹⁾ここで各会期の主要議題に関する委員会を選択したのは、これらが政府はもとより下院議員もかなり関心を集中させた問題であり、委員会の構成員について何らかの操作が行われるとすれば、それがどちら側からであるにせよ比較的その影響が出やすいと考えられるからである。⁽¹²⁾ただし本稿では委員会構成員名の欠落といった史料上の制約、および委員会任命以前の議論の多寡などから、一五七一年の叛逆罪法案、一五

八六年のメアリ・ステュアートに対する法案、一五九七年の独占に関する法案に絞って検証してみたい。

まず一五七一年の叛逆罪法案の委員会設置に至る過程について簡単に触れておきたい。⁽¹³⁾この問題については四月九日に枢密議官の手になる公的な法案が提出されたが、即座にトマス・ノートンから彼が自ら起草した法案に沿って修正がなされるよう提案が行われた。⁽¹⁴⁾両者の内容を要約すれば、前者は地方に教皇の勅書を流布する行為を反逆と見なしているのに対し、後者は口頭での発言、著述、その他の行為によって君主の合法的称号を一度でも否定する行為を反逆と見なすものであった。そして一五六八年五月にスコットランド女王メアリがイングランドへ亡命した点を考慮に入れると、後者の法案がメアリをその対象としているのはほぼ明らかである。それゆえ、枢密議官であったサー・フランシス・ノリスが代弁しているように、「(自身に対する直接的な)反逆行為に対する処罰を望まない」エリザベスにとってノートンの対案はあまりに急進的で望ましいものではなかった。

そこで四月一二日に任命された議員について見てみると、枢密議官を除いて個人名が確認できるのは一八名である。⁽¹⁵⁾さらにそれ以前にこの問題に関して議場で発言を

(表2) 1571年4月12日任命反逆罪法案審議委員会構成員

議事録に見られる氏名	HPT での記載名	発言の有無
Sir Christopher Haydon	Sir Christopher Heydon	
Sir Henry Nevill	Sir Henry Nevill	
Sir Nicholas Arnolde	Sir Nicholas Arnolde	○
Mr. Servient Manwood	Roger Manwood	○
Mr. Servient Jeffrey	John Jeffrey	
Mr. Heneage	Thomas Heneage	○
Mr. Stokes	Adrian Stokes	○
Mr. John Vaughan	John Vaughan I	
Mr. Bell	Robert Bell	○
Mr. Mounson	Robert Monson	○
Mr. Popham	John Popham	○
Mr. Norton	Thomas Norton	○
Mr. Dalton	James Dalton	
Mr. Fleetwood	William Fleetwood	○
Mr. Yelverton	Christopher Yelverton	○
Mr. Goodyer	Henry Goodere	○
Mr. Allforde	Francis Alford	○
Mr. Louge	Henry Long	○

*「議事録に見られる氏名」とは同時代の史料に表れる議員名であり、「HPTでの記載名」とは P. W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603*, 3vols., Her Majesty's Office, 1981. での各議員の項目名または個別名である。以下(表3)(表4)も同様。

行っていた議員は、筆者が確認できる限りで一〇名存在する(表2)を参照)。だがその内容は下院全体が最終的にノートン法案賛成に回ったかのようなニールの叙述とは異なり、議員によって様々であった。もちろんノートンに強い賛意を表している議員も存在する。クリストファー・イエルヴァートンは、メアリの息子すなわちジ

エームズに王位継承権を認めるべきではないと主張している⁽¹⁶⁾、ロジャー・マンウッドは「女王陛下を異端であると認める者は、間違いなく陛下に異端の苦しみを味わせようと望んでいるのであり、そういった者は火刑に処されるべきである」として⁽¹⁷⁾、両者ともノートン以上に急進的な意見を述べている。しかし一方で、ノートンに

対し長い反対演説を行ったヘンリー・グッディアアの様な議員も存在している。その中でグッディアアはノートン法案が「明らかに過去の時代を尊重している」が、「同種の法はこれまでのところ見当たらない」としてその遡及性をまず批判し、さらに「(この法案は)不可思議な理解によって汚され、またそれに巻き込まれており、理解できないのみならず自分以上に奇妙で狡猾であるよ
うな人物により」作成されたものであるとして、法案起草者であるノートン自身をも激しく非難している。⁽¹⁸⁾さらに議論はこの二派の対立に終始したわけではない。ヘンリー・ロングは現在と過去において反逆に対する罪の重さは変わらないとして、冷静にグッディアアに反論している。⁽¹⁹⁾またトマス・ヘニジは「修正された法案が審議されるか、あるいは両法案を共に女王の学識ある顧問官に図るべきである」と述べ、⁽²⁰⁾これにウイリアム・フリートウッドが具体的な根拠を示して同調している。⁽²¹⁾もし下院がニールの主張通りノートン法案に賛成という点において一枚岩であり、さらに委員の任命権を握っていたとすれば、グッディアアは当然排除されるはずであった。逆に枢密院が自らの法案を通すために委員の任命に何らかの働きかけをしたとすれば、ノートン、イエルヴァート

ン、マンウッドらは排除される可能性があった。しかし結果的にはそのような事態にはならず、両者の法案を一つの委員会で審議することになり、ここで触れた議員は全てその構成員として任命されたのである。⁽²²⁾

次に一五八六年のメアリ・ステュアートに関する法案に移りたい。⁽²³⁾この当時急務となっていたのはカトリックの脅威への対策であった。一五八三年にはエリザベス暗殺計画が露呈するに及んでスペイン大使が逃亡し、翌年にはネーデルラントのオラニエ公ウイレムが暗殺された。これを受けて開催された一五八四年から八五年にかけての議会では、当然の如く脅威の中心となっているメアリの処刑が焦点となったが、結局エリザベスはこれに対して首を縦に振らなかった。しかし一五八六年七月に陰謀の明白な証拠が明らかになり、同年一〇月末に再び議会が召集されたのであった。

議会開会直後にこの問題について若干の討議が行われた後、早くも一月四日には委員会が設置されている。⁽²⁴⁾(表3) 参照。) 枢密議官を除く四四名の委員の内九名が事前に本会議で発言しており、そのいずれもがメアリの処刑に賛成であった。⁽²⁵⁾その一人ジョブ・スロクモートの「(メアリの処刑は) 神の教会がこれまででなしえ

(表4) 1597年11月10日任命独占に関する法案審議委員会構成員

議事録に見られる氏名	HPT での記載名
all the Privy Council of being Member of this House	
Sir Francis Hastings	Francis Hastings I
Sir Edward Hastings	Sir Edward Hastings
Sir Henry Bromley	Henry Bromley
Mr. Foulke Grevil	Fulke Greville
Sir William Cornwallis	Sir William Cornwallis
all the Knight of the Shires	
Mr. Francis Moore	Francis Moore
Mr. Oldsworth	William Oldsworth
Mr. Lawrence Hide	Lawrence Hyde II
the Burgesses of Rochester	Edward Hoby Sir Thomas Walshingham
Mr. Robert Wingfield	Robert Wingfield II
Sir Robert Wroth	Robert Wroth I
Mr. Francis Bacon	Francis Bacon
Mr. Henry Yelverton	Henry Yelverton
the Burgesses of all Port Towns	
Sir Thomas Egerton	Thomas Egerton II
Mr. Nathaniel Bacon	Nathaniel Bacon
Mr. Henry Nevil	Henry Neville
Mr. John Bowyer	John Bowyer
Sir William Moore	William More
the Knight and Citizens for London	Sir John Hart
	John Croke
	George Sotherton
	Thoms Fettiplace
the Citizens for York	James Barkby
	Thomas Moseley
Mr. Tasbrough	Thomas Tasburgh
Mr. Jerom Horsey	Jerome Horsey
Mr. Davies	John Davies
Mr. Hubberd	Henry Hobart
Mr. Doctor Crompton	Thomas Crompton I
Mr. Finch	Henry Finch
Mr. Edmund Boyer	Edmund Bowyer
Mr. Hext	Edward Hext
Mr. Jackman	Henry Jackman
Mr. Hicks	Michael Hicks
Mr. John Harper	John Harpur
Mr. Angier	Francis Aungier
Sir William Howard	William Howard
Sir John Lewson	John Leveson
Mr. Bourcher	Henry Bourcher
Mr. Pembridge	Anthony Pembridge
Mr. Henry Lewsey	Henry Lindley
Mr. Conisbie	Humprey Coningsby II
Mr. Jackson	Anchor Jackson
Mr. Portington	Roger Portington
Burgesses of Derby	Henry Duport
	Robert Stringer

(表3) 1586年11月4日任命メアリ・ステュアートに関する法案審議委員会構成員

議事録に見られる氏名	HPT での記載名
all the Privy Council of being Member of this House	
Sir William Herbert	Sir William Herbert
Sir Thomas Scot	Sir Thomas Scot
Sir Henry Gate	Sir Henry Gate
Sir William Moore	Sir William More
Sir Thomas Manners	Sir Thomas Manners
Sir Thomas Fairfax	Sir Thomas Fairfax
Sir Robert Jermin	Sir Robert Jermin
Sir John Petre	Sir John Petre
Sir Henry Cock	Henry Cocke
Sir Henry Cobham	Henry Brooke alias Cobham I
Sir Henry Knyvet	Sir Henry Knyvet
Sir John Higham	John Heigham
Sir Thomas Stanhope	Sir Thomas Stanhope
Mr. Fortescue Master of the Wardrobe	John Fortescue I
Mr. Randal	Thomas Randolph
Mr. Osborne	Peter Osborne
Mr. George Moore	George More
Mr. Cromwell	Thomas Cromwell
Mr. Beal	Robert Beale
Mr. Wroth	Richard Wroth
Mr. Borlace	John Borlace
Mr. George Carie	Sir George Carey
Mr. Doctor. Stanhopp	Edward Stanhope II
Mr. Dale. Master of Requests	Valentine Dale
Mr. Francis Hastings	Francis Hastings I
Mr. Soliciter	Thomas Egerton I
Mr. Attorney of the Wards	Richard Kingsmill
Mr. Serjeant Snagg	Thomas Snagge
Mr. Morrice	James Morrice
Mr. Sandes	Miles Sandys
Mr. Dalton	James Dalton
Mr. Bacon	Francis Bacon
Mr. Alford	Francis Alford
Mr. Barker	Edward Barker
Mr. Bainbridgge	Robert Bainbridge
Mr. Throckmorton	Job Throckmorton
Mr. Cobett	Richard Corbet II
Mr. Palmes	Francis Palmes
Mr. Pate	Richard Pate
Mr. Skinner	Vincent Skinner
Mr. Amersam	John Agmondesham II
Mr. Edward Lukenor	Edward Lewkenor
Mr. Thynne	John Thynne
Mr. Hellyard Recorder of York	William Hilliard

た除去の内、最も公正なものの一つとなるであろう。⁽²⁶⁾」
という言葉に代表されるように、これらの演説はかなり
激しい口調でなされたようである。さらに任命後に発言
が記録されている議員も五人存在するが、おしなべて早
期のメアリ処刑実現を望んでいる。こうしてみるとこの
議題に関しては下院内の意見がほぼ統一され、女王に対
し圧力をかけているようにも見える。しかしここで問題
となるのは任命された委員数の多さである。この会期の
総議員数四六八人に対して、⁽²⁷⁾枢密議官を除いても四四人
という人数は、当時の議員活動の低調さを考慮に入れる
とかなり高い割合であると言える。エリザベスにメアリ
の処刑を迫るといふ目的を達成するためであれば、事前
に態度を明らかにしている議員のみを任命するという策
略も可能であったはずである。そうした目的からすれば
危険を冒してまでも多数の委員を任命した意図は、ここ
にあったのであろうか。

委員数の多さは、一五九七年の独占に関する法案を審
議した委員会にも指摘できる。(表4) 参照。) 一五九
七年と一六〇一年の議会は政府が売却した特許権をめぐ
って大いに紛糾したが、⁽²⁸⁾最初にこれを付託されたのが一
五九七年十一月一〇日に任命された委員会である。この

委員会に任命される以前に議場で何らかの活動が認めら
れる議員は、最初に発言したと思われるフランシス・モ
ア以降そのいずれもが独占に強く反対しているものの、
その数は合計で六人に過ぎない。⁽²⁹⁾ 個人名が判明するだけ
でも三七名が任命されているこの委員会において、その
数は決して多いとは言えない。

むしろここで着目すべきは委員の選出方法である。前
述の二委員会では、「全枢密議官」という記載以外全て
個人名もしくは個人を特定できる官職名で委員の任命が
行われていた。しかしこの委員会では「全枢密議官」の
他、「州選出の全議員」「ロチェスター選挙区選出議員」
「港湾都市選出の全議員」「ロンドン市選出議員」「ヨー
ク市選出議員」「ダービー選挙区選出議員」といったよ
うに選挙区毎にまとめて任命された議員たちが存在して
いるのである。当時の「全州選出議員」が全員出席した
と単純に仮定するだけで九二人にも上るのであるから、⁽³⁰⁾
その全員が独占問題に強い関心を抱いていたとは考えに
くいし、同じく全員が枢密院に懐柔されていたとも考え
にくい。そうだとすれば委員任命の際の基準は、一体何
であったのだろうか。

以上の調査は極めて限定的なものに過ぎないが、とも

あれそこから推測されるのは、委員会は参加しようと思えばどの議員でも参加できるかなり開かれた性質を有しており、いかなる意味でも委員任命に際しての働きかけは行われなかったのではないかということである。一五七一年にはノートンの法案をめぐって激しい論戦が戦わされたが、しかしそうかといって議員たちが二つの陣営に分かれるわけでもなく、最終的に委員となった人々の意見は多様であった。また一五八六年のメアリに関する法案においては、委員に任命される以前の議員たちの意見はごく少数しか知りえないが、その委員数の多さからすると、任命する議員の選択に当たって何らかの意図があつたとは考えにくい。さらに当時の議員がそれほど活動的でなかった点を考慮すると、委員任命の基準をその問題に対する個別的な関心以外に求めるのは困難である。またある特定の集団が委員会に付託された法案に対して強い関心を持つと想定される場合、その集団の代表者が全体として任命されるべきであるという認識が、特に一六世紀末に生じてきたようである。⁽³¹⁾ そのような認識が端的に示されているのが一五九七年の独占に関する法案を審議した委員会であり、ロンドンやヨークなど特許権をめぐって特に深い利害関係を有していると考えられた諸

地域の議員が、その選挙区の代表として任命されたのではないだろうか。⁽³²⁾ マンデンに従えば、枢密院もそうした集団の一つに数えられるであろう。それゆえ「委員会制度は、絶対主義との抗争期にあつた下院の有力な手段であり、下院が討論に弾力性を保障し、議長のコントロールを排除して、大権濫用を抑制するため諸事項を論議するには、格好の議事方法であつた」と⁽³³⁾ という言説は、少なくともエリザベス治世期においては決して正当化されないだろう。委員会制度の発展は、エリザベスの下で特に会期が短縮化され、なおかつ提出される法案は増加してゆくという状況下で、ある法案に対して幅広く関心の高い議員を集めて集中的に審議を行おうという、効率性の追求によって促されたと考えるのが妥当であると思われる。

五・議長の権能

第三章の法案審議過程でも見たように、当時の下院における議長の制度上の地位はかなり高く、その権限は広範囲にわたっていた。審議する法案の順序は実質的に議長によって決定され、どの議員に発言をさせるのか、どの時機に採決を行うのかも議長の一存に左右された。そ

して明文化された体系的な議事規則が存在しない以上、かなりの程度まで議長は自らの権限を自由に行使しえたのであるが、逆に言えばそれだけ議長にかかる議事運営の負担も過重なものであったと思われる⁽¹⁾。

これまでのホイッグ的な議論においては、国王が事実上議長を任命していたことから、こうした議長の権限は勢力を強めてゆく下院を抑圧するものとして把握されてきた。例えばニールは次のように述べている。「枢密議官と議長との間には、政府が利害を有している法案に関して明らかに密接な協力関係が存在し、概してそうした法案は有利な時機を見計らって読み上げられた。……また議長は質問のタイミングおよび枠組みを操作すること、大きな影響力を発揮しえた。……大部分の議長は政府の意向をより尊重していた。その議事進行によって彼らは独立心の強い議員たちを満足させるのではなく、苛立たせていた⁽²⁾。」さらに筒井信定はニール以上に極端な主張を行っている。「……国王は議長の実質的な指名を確保した結果、院の独立の擁護者たるべき議長が逆に、院を追従の沈黙や卑屈な屈従の状態に引き下げることになった。……議長は自らを危険から防衛しようとすれば、庶民院議員達を説得して、院の意見が国王の意思から離

れないように努めるであろう。しばしば、議長は議員達⁽³⁾の発言を誘導し、現実の発言と全く別の調子にまとめ上げたものであった。この工作に失敗して、国王が怒るであろうと知りつつ、院の実さいの意見を非常に和らげて国王に報告しようとしたことも事実である……⁽³⁾。」しかし国王の手先となり下院を抑圧する議長の心像は、こうした論者自身も気づいているように、色々な面で史料との整合性を欠いている。ニールは「もし当時の日記が正確な印象を伝達しているとすれば、下院は読み上げる法案についての議長の選択に——もつともこれは全て重要な法案であったが——ほとんど異議を唱えていない⁽⁴⁾。」と述べており、筒井も「なお議長職は……一六世期には、法律家が多く好まれた。これは、次第に複雑化する議事手続を理解し法に明るい人の中に院の指導者としての要素が見出されたからであった⁽⁵⁾。」と述べている。もし議長が常に国王側に立ち、明らかに国王に有利になるように法案読み上げの順序を決定していたのであれば、これに対してほとんど下院から異議が出なかったのは奇妙である。同様に下院の抑圧を目的として国王が議長を指名していたとすれば、「院の指導者としての要素」が重視されるはずがなく、明らかに自家撞着に陥ってしまったて

いる。これは論者が先入観で議長像を描き出してしまった結果、史料と齟齬を来した結果と言える。

したがって整合性の取れた議長像を抽出するためには、国王あるいは政府（枢密院）側が何を期待して多数存在した議員の中から特定の一人物を議長に選出したのか、そして議長は実際の議事運営においてその期待に応えたのか、あるいは政府の意図とは関わりなく行動していたのか、といった問題を史料に沿って検討してゆく必要がある。とはいえ、記録に残っているだけでも膨大な数にのぼる議長の発言および行動を逐一組上に載せるのは不可能である。本章では、初めに選挙区および選出要因、獲得した官職といった各議長の経歴について実際の状況に即して分析し、議長の選出基準についての考察を行う。次にそこから得られた推論を、議事録におけるいくつかの事例と照らし合わせて検討してゆきたい。

a. 各議長の経歴

下院の議長は会期毎に改めて選出が行われた。そのため、エリザベス治世中に開催されたのは一〇議会であるが、会期としては一二会期存在するので議長数も延べ一二人となる。ただしジョン・パクリングは二回議長を

務めているので、総人数は一人である。この一人について、HPTおよびODNBにもとづき、経歴をまとめたものが（表5）である。まず選挙区に着目し、議会への選出の時点で議長を選出するための政府による議席の確保という事例が存在したのかどうか検討してみよう。

以前の論考で筆者が明らかにしたように、当時の下院選挙区において地元に住居している人物の選出割合が最も高いのは州選挙区であり、また都市選挙区の中でも都市ほどその割合が高く、一般に小規模な都市になるほどその割合は低下し、パトロンの指名した人物をそのまま受け入れる傾向が強かった。そして選出における威信の高さと当選の難易度もこれに比例していると考えられる。⁽⁶⁾ここで各議員が議長に選出された会期で当選した選挙区を筆者の区分に従って分類してみると、州選挙区が二、都市1が五、都市2が三、都市3が二となっており、パトロンの指名を受け入れにくい選挙区から選出されている議員が過半数を超えていたのが分かる。実際にHPTの記述に従えば、延べ人数一二人の内自らの地元に対する影響力で当選したのが八人、パトロネージによるものは四人であると推定される。

では政府による選挙干渉の可能性があるこの四人につ

いて少し詳しく見てみよう。都市3に分類されるサセツクス（8）のステニング選挙区から一五六三年の選挙で選出されているリチャード・オンズローは、インナー・テンブルの縁故による当選だと思われる。しかし同年の会期で議長を務めたのはトマス・ウィリアムズであり、オンズローは彼の死去に伴って一五六六年の第二会期に議長に就任している。同じく都市3に分類されるウィルトシャー（9）のルガーシヤル選挙区から一五七一年の選挙で選出されているクリストファー・レイも、自身はウィルトシャー（10）に何ら影響力を有しておらず、リンカーンズ・インにおける彼の友人であったリチャード・キングスミルを通じての当選であると考えられる。またジョン・パクリン

グは一五八四年一月一九日に自分の巡回裁判区であったカルマルセン都市選挙区から選出されたが、その一週間前の十一月二日にもおそらくは政府によってベッドフォード選挙区からも選出されており、結局彼は後者からの選出を選択している。さらに次の会期である一五八六年の選挙では、空欄の選出状にバーリー卿ウィリアム・セシルが自らパクリングの名を記入するという事実上の指名によって、サリーのガトン選挙区から選出されている。つまりオンズローを除外すると、政府側のパトロネ

ージによって議長職に就くために選出された可能性があるのは一二人中三人のみで、残りの九人は自らの地元に対する影響力によって当選してきた各会期の議員の中から、国王あるいは政府によって何らかの基準に沿って選出がなされたことになる。では彼らに共通する要素は何であろうか。

それは（表5）を見れば明らかのように、ガーグレイヴを除く全員が実務的な法律家であるという事実である。当時のジェントルマンにとって、大学と同じく法学院への就学は一種の社会的ステータスであり、実際に法廷で活躍する専門の法律家となるのはごく少数に限られていた。⁽¹¹⁾それゆえ必ずしも法学院に在籍していた者全てが法律に明るいというわけではなかった。しかしガーグレイヴ以外は全員議長就任以前に法廷弁護士資格を取得しており、さらに各法学院で幹事を経験しているものが二人、同じく収入役が五人、評議員が五人、講師は一同が経験している。こうした法学院内の要職に就く者はごく少数に限られていたので、彼らは法律家の中でも特に高い地位にあったと言える。また地方における職務を見ると、一人全員が治安判事を務め、またほとんどの人物が各都市の法律顧問官や顧問も経験するなど、実際に法律の

中央における職務	治安判事	法律顧問官	その他地方における職務
大法官府主事(エリザベス治世期)	治安判事(ヨークシャー、ウェスト・ライディング、1542年～)、同(ウェスト・ライディングおよびノース・ライディング、1547年～)、治安判事記録保管官(ヨークシャー、1559年～)、治安判事(カンバーランド、ダラム、ノーザンバーランド、ウェストモアランド、1561年～)	法律顧問官(キングストン・アポン・ハル)	封建的付随条件収入管理官(ヨーク、1519-20)、トマス・ダーシー卿家政執事(1521-37)、北部辺境府構成員(～1544年8月)、同辺境府副長官(1557年～)、対スコットランドウォリック伯軍収入役(1547年7月)、北部辺境府収入役(1557年7月)、高等宗務官(1561年)、辺境委員(1561年)、州長官(ヨークシャー、1565-6、1569-70年)、査閲官(ヨーク、1569年)、副軍察官(ポンテフラクト城、～1566年)、ヨーク主教座聖堂執事(1557年6月9日)、執事、ロードシップ、ソーク(soke)(ヨークシャー、ドンカスター市、～1571年)、財務府裁判所財産保全管理人(ヨークシャー、エリザベス治世期)
	治安判事(必要員、デヴォン、c. 1559年～)		代訴人(プリマス、1546年～)、フューダリ(デヴォンおよびエクセター、1559年)、補助税委員(1565年)
法務次長(1566年6月27日-1569年3月)、後見裁判所代訴人(1569年3月12日～)	治安判事(必要員、シュロップシャー、1562年～)、同(必要員、ミドル・セックス、1564年～)	法律顧問官(ロンドン、1563年6月13日-1566年6月)	ウェールズ辺境府構成員(～1560年-死去まで)、ランカスター公領府書記官(1561年-死去まで)、高等宗務官(1562年)
勅撰上級弁護士(1567年6月18日)、王座裁判所裁判官(1572年5月14日)、王座裁判所首席裁判官(1574年11月8日)	治安判事(リンカーンシャー、リンズィ区、1559年～)、同(同州、ケスティーヴン区、1562年～)、同(同州、ホラント区、1569年～)、治安判事記録保管官(ハンチンドンシャー、1579年～)、治安判事(北部諸州、ミドル・セックス、ノーフォーク)		顧問(リンカーン市、c. 1559年)、同(ヘンリー・ネヴィル、第五代ウェストモアランド伯、～1562年)、上級法廷弁護士(イースター、1567年)、アサイズ裁判官(ヨークシャー、1570年5月31日)、ランカスター公領裁判所次席裁判官(1570年6月13日)、執事(ヨークシャー、ウェザビー市、1559-63年1月)、高等宗務官(リンカーン主教区、1575年)、同(訪問、オックスフォード大学、1577年)、高等宗務官(同、1589年)
上級法廷弁護士(1577年1月22日)、財務府裁判所裁判官(1577年1月24日)	治安判事(必要員、ノーフォーク、1564年～)	法律顧問官(同、1561年～)	顧問(キングズ・リン、1566年)、穀物委員(1576年)、査閲官(～1576年)
上級法廷弁護士(1579年)、法務次長(1579-81年)、法務長官(1581年-9年)、民訴裁判所裁判官(1589-92年)、王座裁判所首席裁判官(1592年-1607年)、枢密顧問官(1599年)	治安判事(必要員、サマセット、c. 1573年～)、同(ミドル・セックス、1583年～)、同(ウイルトシャー、バッキンガムシャー、ノーフォーク、1594年～)、同(ベッドフォードシャー、ハンチンドンシャー、サフォーク、アイル・オブ・イージー、ケンブリッジシャー、1600年～)、治安判事記録保管官(サマセット、c. 1594年～)	法律顧問官(ブリッジウォーター市、1571年-2年)、同(プリストル、1571年-c. 77年)	ランカスター公領裁判所次席裁判官(1581-9年)、高等宗務官(セーラム主教区、1599年)、ランカスター公領大法官(1601年)、ハイ・ステュワード(ダンウィッチ市、1602年)

(表5) 各議長の経歴

	選挙区	議長選出日時	ナイト位授爵年	学歴	法学院内職務
サー・トマス・ガーグレイヴ (1495-1579)	ヨークシャー	1559年1月25日	1549年3月3日 (?)	グレイズ・インもしくはミドル・テンブル	
トマス・ウィリアムズ (c. 1514-1566)	エクセター	1563年1月12日		インナー・テンブル、 法廷弁護士資格取得 (1539年)	講師(インナー・テンブル、 四旬節休廷期間、 1558年、1561年)
リチャード・オンズロウ (c. 1528-1571)	ステニング	1566年10月1日		インナー・テンブル、 法廷弁護士資格取得 (1554年以前)	評議員(インナー・テンブル、 1559年)、講師 (同、秋期休廷期間、 1562年)、幹事(同、 1564-6年)
サー・クリストファー・レイ (c. 1522-1592)	ルガーシャル	1571年4月2日	1574年11月6日	ケンブリッジ大学バッキンガム(もしくは モードリン)学寮、 リンカーンズ・イン (1545年～)、法廷弁護士 資格取得(1550年)	講師(リンカーンズ・イン、 四旬節休廷期間、 1563、1567年)、収入役 (同、1565-6年)
サー・ロバート・ベル (d. 1577)	キングズ・リン	1572年5月8日	1577年1月	ケンブリッジ大学 (?)、ミドル・テンブル、 法廷弁護士資格取得	評議員(ミドル・テンブル、 1565年)、講師(同、 秋期休廷期間、1565年)、 同(同、四旬節休廷期間、 1571年)
サー・ジョン・ポバム (c. 1531-1607)	ブリストル	1581年1月18日	1592年	オックスフォード大学 ベイリオル学寮 (?)、ミドル・テンブル、 法廷弁護士資格取得	講師(ミドル・テンブル、 秋期休廷期間、1568年) 同(同、四旬節休廷期間、 1573年)、収入役 (同、1580年)

王座裁判所首席裁判官(1578-92年)、上級法廷弁護士(1580年)、勅撰上級法廷弁護士(1588年)、国璽尚書および枢密顧問官(1592年～)	治安判事(ハーフォードシャー、1575年～)、同(必要員、同州、1583年～)、治安判事(ウェールズ諸州および辺境州、1577年～)、治安判事(南西諸州、1590年)		顧問(セント・オールバンズ市、1587年)、ウェールズ辺境府構成員(1577年～)、カマーセン巡回裁判所単独裁判官(1577年-8年)、アサイズ裁判官(南西諸州、1590年)、ハイ・ステュワード(ソールズベリ市、1595年-死去まで)
同上	同上	同上	同上
法務長官(1577-80年)、上級法廷弁護士(1580年)、勅撰上級法廷弁護士(1590年)	治安判事(ベッドフォードシャー、c. 1569年～)	法律顧問官(ベッドフォード、c. 1569(?)～)	
法務次官(1592年6月～)、法務長官(1594年4月-1606年6月)、上級法廷弁護士(1606年6月)、民訴裁判所首席裁判官(1606年6月-1613年10月)、王座裁判所首席裁判官(1613年10月-1616年11月(罷免))、枢密顧問官(1613年11月-1616年6月(罷免))、1617年9月(復職)-1622年)	治安判事(ノーフォーク、1586年～)、同(サフォークおよびミドル・セックス、～1593年)、講師(ライオンズ・イン、1579-82年)	法律顧問官(コヴェントリー、1585年～)、同(ノリッジ、1586年～)、同(ロンドン、1591年-2年)、同(オーフォード、1593年～)、同(ハリッジ、～1604年)	大学執事卿(ケンブリッジ大学、1614年6月)
上級法廷弁護士(1589年)、勅撰上級法廷弁護士(1598年)、王座裁判所裁判官(1602年)	治安判事(ノーザンプトンシャー、c. 1573年～)、治安判事(北部諸州、1599年)	法律顧問官(ノーザンプトン、1568-99年)	ランカスター公領裁判所次席裁判官(1598年)、アサイズ裁判官(ヨークシャー、1599年)、高等宗務官(1603年)
上級法廷弁護士および勅撰上級法廷弁護士(1603年)、王座裁判所裁判官(1607年～)	治安判事(ブレコンシャー、ラドノー、グラモーガンシャー、c. 1594～)、同(必要員、同諸州、～1599年)、同(バッキンガムシャー、1591-3年)、同(ミドル・セックス、1596年)、同(必要員、同州、1601年)	法律顧問官(ロンドン、1595-1603年)	ウェールズ辺境府構成員(1594-1607年)、高等宗務官(1603年)、大学副執事卿(オックスフォード大学、1603年)

知識を生かす職務を實踐していた。こうした状況から、国王あるいは政府は議長就任前までに法律業務遂行において既に十分な能力を有していると認められていた人物を、議長に指名していたと考えられる。もし政府に対する忠誠やパトロネージを重要視するのであれば、サーヴァントと呼ばれるバリーから枢密議官の全面的な庇護を受けて下院議員となった人物、ないしは下院に議席を有する枢密議官自身が議長を務めるのが適当であったはずである。¹²⁾にもかかわらず、議長の大多数は自らの地元に対する影響力で当選した議員の中から選択された人々であり、なおかつ政府が直接選出したと思われるレイやパクリングも含めほぼ全員が実務的な法律家であった。この事実を鑑みて、必要とされていたの

サー・ジョン・パクリング (c. 1544-1596)	ベッドフォード	1584年11月23日	1592年	リンカーンズ・イン (1559年～)、法廷弁護士資格取得(1567年)	副収入役(リンカーンズ・イン、1569年)、幹事(同、～1575年)、講師(同、四旬節休延期間、1577年)
サー・ジョン・パクリング (c. 1544-1596)	ガトン	1586年10月29日	同上	同上	同上
トマス・スナグ (1536-1593)	ベッドフォード	1589年2月4日		グレイズ・イン(1552年～)、法廷弁護士資格取得(1554年)	講師(グレイズ・イン、秋期休延期間、1563年、1574年)、評議員(同、～1574年)
サー・エドワード・クック (1552-1634)	ノーフォーク	1593年2月19日	1603年2月	ケンブリッジ大学トリニティ学寮(1567年)、文学修士号取得(1571年)。クリフォード・イン(1571年～)、インナー・テンプル(1572年～)、法廷弁護士資格取得(1578年4月)	講師(ライオンズ・イン、1579-82年)、評議員(インナー・テンプル、1590年5月～)、講師(同、1592年)、収入役(同、1596年)
サー・クリストファー・イェルヴァトン (c. 1537-1612)	ノーサンプトン	1597年10月24日	1603年2月	ケンブリッジ大学クイーンズ学寮(1550年～)、グレイズ・イン(1552年～)、法廷弁護士資格取得	講師(グレイズ・イン、四旬節休延期間、1574年、1584年)、収入役(同、1579年、1585年)
サー・ジョン・クルク (1553 or 1556-1620)	シティ・オブ・ロンドン	1601年10月27日	1603年5月22日	オックスフォード大学、文学士号取得(1571年)。インナー・テンプル(1569-70年)、法廷弁護士資格取得	評議員(インナー・テンプル、1592年)講師(同、四旬節休延期間、1596年)、収入役(同、1597年)

は単なる政府の手先となるような人物ではなく、徐々に複雑化してゆく議事規則を柔軟に運営できる人物だったのではないかという推論が成り立つ。もちろんその運営の仕方に政府の意図やパトロネージが影響を与えるのは当然であるとしても、これがクライアントのパトロンの対する全面的な服従を意味しないのは、筆者が前稿で明らかにした通りである。⁽¹³⁾ここでさらに注目すべき点は、会期後まもなく亡くなったウイリアムズ以外、法務長官、王座裁判所首席裁判官、勅撰上級法廷弁護士といった中央の法曹界における何らかの高級官職を議会閉会後に獲得するというパトロネージの恩恵に浴している事実である。これが単なる議事運営の巧みさによる報賞なのか、あるいはそれを通じての政府に対する

る有利な働きかけの結果なのかを検討するために、次に議事録から若干の事例を取り上げてみよう。

b. 議長の行動および発言

従来の「政府の手先」としての議長像を比較的想起させるのは、バーリー卿の庇護に全面的に依拠して下院に選出されたジョン・パクリングである。彼はそれほど名高い家柄の出身ではなかったが、弱冠二三歳で法廷弁護士資格を取得すると、一五七八年には三四歳にして王座裁判所首席裁判官に任命されている。こうして自らの法曹界における有能さによって身を立っていった彼に、バーリーによって議長として白羽の矢が立てられたのである。それまで一度も下院議員に選出されていなかったにもかかわらず、パクリングは一五八四年に前述の通りベッドフォードから選出され、議長に指名された。

こうした経緯からか、パクリングには政府と緊密な連携を保とうとする姿勢がしばしば見られる。一五八四年の会期は、途中から宗教問題が主要議題となっていた。同年一・二月中頃から執拗な国教会批判がなされるようになり、おそらくその対処のために一五八五年三月一日に宮廷に召喚されたパクリングは、翌二日に次のように述

べている。「従来陛下は私が諸君らの口であると認定されてきたが、それは我々に対して発せられた以下のような命令が注意深く異例の慎重さで遵守される限りにおいてである。すなわち我々は教会の事項に関しても、宗教あるいは教義の改革においても介入してはならない、という命令である。⁽¹⁴⁾」ここでパクリングが女王や枢密議官の指示を受け、宗教問題に関する議論を避けようとしているのは明瞭である。これに対して、「下院議員の中には議長を罷免すべきであると考えている者もいた。なぜなら議長は下院に知らせずに女王の下への出向をあえて企図したからである。また別の議員たちは、女王からのこうした命令の受諾を公然と拒絶すべきであると考えた。なぜならそれは本院の自由に抵触するからである。」しかし結局は、「現陛下治世期第八年における、教会牧師のある種の不正改革についての制定法をさらに遂行する法」という題の下に法案が起草された。この法案が議長に提出された際に、下院議員の間で次のような結論が正式に付帯された。すなわちもし議長がこの法案の受諾を拒否するのであれば、最初にこの方針を計画した者たちが、事前に準備した演説によって本院の自由を最大限に主張するであろう、と。⁽¹⁵⁾」もちろんこうした叙述だけで

即座にパクリングが下院と常に対立関係にあったと断定するのは早計であるが、彼が政府側の立場から行動する傾向が強いのは否めない。

というのも、同じくバーリーによつて選出された次の一五八六年の会期においても、彼には似通つた行動が多数見出されるからである。例えばこの会期の終盤である一五八七年三月一日には、ピーター・ウエントワースが下院の自由に関する質問をしようとしたが、その際パクリングは「先刻本院に提出された請願と祈禱書に関して女王陛下の御意志が明らかになるまで、動議を行わないよう彼に要求した」が「ウエントワース氏は納まらず、自身の質問条項の読み上げを要求した」⁽¹⁶⁾。パクリングはしぶしぶ発言を認めたが、「国家の政体を変更せずに、議会の諮問無しで国王や国家は継続し、存続し、維持されるのか」といったような質問がなされるに至つて発言を中止させた。そして「パクリング氏はこうした質問を握りつぶし、サー・トマス・ヘニジにこの件を照会した。そしてウエントワース氏はロンドン塔へ送られた」⁽¹⁷⁾。なおかつ「この質問は全く提起されなかつた」⁽¹⁸⁾。翌二日に、パクリングは以下のような演説を行っている。「特に諸君らは女王陛下から以下の点に注意するよう命

ぜられております。すなわち一般にピューリタンと呼ばれている者たちの抜け目の無い懇願に対し、決して配慮すべきではないし、時間を割くべきでもない、と。前回の議会は、こうした懇願に甚だ執拗に悩まされたのです。こういった類の者たちは、(神に取り憑かれたように) 新たな長老集会 (aldership) を促進しようと努めますが、彼らが行っているのは教会およびコモンウェルスの善良な人々に対する単なる妨害に過ぎません。……」⁽¹⁹⁾。バーリーと極めて密接な関係にあつたパクリングにとつて、たとえ下院議員の一部であつてせよ、ウエントワースのようにあからさまに女王や政府に対して反抗的な態度を見せる者は、かなり煩わしい存在であつたと推断される。このように、パクリングの議事運営はおおむね政府の意向に沿つてなされていたかに見える。

しかし他の議長においては、従来の議長イメージとは異なる発言や行動も多く見られ、むしろそうした傾向の方が顕著である。初めに、先程のパクリングの場合と同じくウエントワースが関係している事例を取り上げてみよう。一五七二年の会期で議長に選出されたのはロバート・ベルであつた。⁽²⁰⁾ この会期終盤で、ロストウイスイール選挙区選出のロバート・スナッグの発言が、故意に歪

曲されて貴族院に伝達されるという事件が起きた。スナッグによれば、自分の発言の意図は「女王と貴族は彼ら自身の声のみを代表し、下院のナイトとバージェスは本王国の全ての平民を代表する」というものであったが、これが「貴族が影であるとされ、コモンウェルスに関する事項を取り扱えないのは、貴族にとって大変な不名誉である」という風に悪意から改変されたというのである。⁽²¹⁾

下院に支持を求めたスナッグに対し、ウェントワースは「下院の自由は告げ口屋たちによって侵害されており、したがって彼らを見つけ出すために貴族院に使者を送りその情報を誰から受け取ったのか知る必要がある。」と述べ、⁽²²⁾ それに続けて議長であるベルも「まさしくこの問題を考慮する必要があると考えた。というのも、我々が「告げ口屋たちを」叱責しないままでは、下院の信頼を損ねることになるからである。もし他に誰もなさないとすれば、そうした言動を叱責するのはまさに自分の義務であった。スナッグの発言を彼は十分に記憶しており、それは従来までの言説と同様の意図でなされたものであった。すなわち貴族院は彼ら自身のみを代表し、平民は代理人によって本院に代表されているということである。⁽²³⁾」もちろんパクリングがウェントワースの発言を

中止させた時と文脈は全く異なるが、この議論の過程においてベルはウェントワースの意見を受け入れているのである。その後「下院はそれほど満足できず、卑しくもこの情報の提供者が周知されるのを望む言明がなされるべきである、という同意を得た。⁽²⁴⁾」貴族院議員のほとんどは当然ジェントリたちのパトロンであり、こうした人々に公然と異を唱えるのは、将来の経歴を完全にパトロネージに依存していたベルにとって非常に危険な行為であったはずである。もっとも決してベルが常に反抗的であったというわけではないのだが、しかしこの事例からも分かるように、彼は明らかにパクリングと比べて政府側とは距離をとっているのである。

また王位継承が主要議題であった一五六三年の会期において、自らこれに関する法案条項の起草を担当したトマス・ウィリアムズは、閉会の演説において次のような発言をしている。「現時点で我ら全ての臣民と同じく私が畏れながら望むのは、(女王陛下治世下の) 幸福です。それは陛下が心から幸福であると感ぜられる婚姻によって、苦も無くもたらされるでしょう。⁽²⁵⁾」この後彼は歴史の実例を多数引用して議会の権能について弁じているが、結論部分で再び結婚問題に立ち返っている。「神よ、女

王陛下の心を婚姻に向けさせ給え。そしてこの婚姻が生みだす成果と嗣子に我らが見るであろう、挺然たる結実を祝福しもたらし給え。そうすれば陛下と臣民は、これまでのいかなる国王・女王にもまして長い繁栄の時を享受できましよう。⁽²⁶⁾」このようにウイリアムズの閉会演説はこの会期における下院の議論をかかなりの程度反映しており、穏健な調子ではあるもののエリザベスに婚姻を迫る調子は失っていない。

さらに翌一五六六年の会期におけるリチャード・オンズローの閉会演説も見てみよう。オンズローはその全体の三分の二ほどを国家政体についての議論に当てている。初めに彼は選挙王制に対する世襲制を称賛し、選挙によって選出される教皇を非難している。ここまではトマス・エリオット以来の伝統的な国制論の範疇であるといえるが、宗教問題を論じる箇所から趣を異にし始める。「自身が国王であるという点において、それゆえ神の特別な創造物であるという点において、国王はそれによって神が誠実に崇拜され、また臣民が互いを傷つけ合わないような法を制定すべきであり、特に聖職者間に平静をもたらし、神の言葉に抗うようなあらゆる有害で不適切な儀式を廃棄すべきであります。⁽²⁷⁾」不適切な儀式の廃

棄」が急進的な教会改革の流れに棹さすものであるのは、ほぼ明らかである。さらに法と君主の関係をめぐる発言も、かなり刺激的である。「コモン・ローは神法と自然にもとづいており、したがって本王国を統治している三位階は各々お互いを認めているのです……コモン・ローによって君主には多数の諸特権が与えられておりますが、しかしだからといって君主は道理もなく自らの意のままに金銭その他の事物を徴収したり恣意的な行動を取ったりできるわけではありません。⁽²⁸⁾」この言説は一七世紀に入りてからエドワード・クックが唱えるようになるコモン・ロー至上主義を思い起こさせるが、どのような理論にもとづいていたのであれ国王の現前で国王大権の制限を明言するのは、極めて大きな危険を冒す行為と言える。そして最後に、ウイリアムズよりは幾分強い調子で、結婚についての女王の約束にも注意が向けられる。「また以前とは異なり女王陛下が結婚へとお気持ちを傾けられたことに対し、我々の最も慎ましやかな感謝を神に捧げます。陛下の婚姻は、神が陛下を天にお召しになる際に、我々を保護するためになされるのです。……神よ、女王陛下がこれまでアブラハムの信仰を守護してきたのと同様に、主と共にある子の願いを陛下に抱かせ給え、そし

てそのために婚姻という聖なる状態を即座に陛下に抱かせ給え。⁽²⁹⁾」

もちろんここで取り上げたのはごくわずかな事例に過ぎない。しかしこの数例の発言や行動だけを見ても、議長が絶えず「議員達の発言を誘導し、現実の発言と全く別の調子にまとめ上げた」わけではないと認められるだろう。もちろん基本的にはパトロネージの枠の中で行動せざるをえなかったために、パクリングに代表されるように国王側に立つ行動が目を引く場合もあった。だが彼らは常に国王の意趣に適う行動をしていたわけではない。むしろ多くの場合、下院の議論の内容を率直にあるいは自分の意見を付け加えて女王に伝達する議長の姿が目立っている。さらに政府側が常に一枚岩であったわけではなく、バーリーののような有力者、あるいは宮廷内の派閥抗争が議長の行動に影響を与えていた可能性も考慮に入れないければならないだろう。⁽³⁰⁾ もっとも彼らは自らの行動について常にパトロンの指示を仰ぐわけにはいかなかったはずであるし、またベルが行ったような貴族院に対する直接的な批判をも偶さか行っていた。結局のところ議長の発言や行動を概観してみると、各会期毎の議長間においてもまた同一会期中の個人としての議長においても、

何らかの一貫した実践理念があるように思われぬのである。これが逆説的に示しているのは、少なくとも議院内においては、議長による議事手続のかなり高度な自律的実践がなされていたのではないかということである。そして前述したように彼らの大部分が会期終了後に中央における官職の賦与という恩恵に与っている事実と照合すると、やはり議長に期待されていたのは、会期が短いにもかかわらず議事手続はますます複雑となり、さらには提出される法案も増加しつつある状況において、その法律家としての知識を生かし巧妙に議事を運営する点にあったのではないかと考えられる。⁽³¹⁾ そして議長のように強大な権限は、下院の代弁者にして国王の代理人でもあるという二重の機能を履行する上で、それが明確に定義されていないがゆえにかえって効果的に作用していたようである。少なくとも彼らには、国王の意向やパトロンの関係、また議事進行における様々な状況さらには自らの意見に応じて、自分の権能を巧みに行使できる余地が残されていたのである。しかしエリザベスの晩年にはこの不安定な均衡の保持は困難になってゆき、ジェームズ治世期になると徐々に議長権限の縮小が図られるようになっていったと思われる。⁽³²⁾

六．結びにかえて

一六世紀後半のイングランド議会下院における議事手続が、かなり体系化されつつあったのは事実である。だがそれは王権との対抗を目的として意識的に行われていたわけではなく、会期が短いにもかかわらず提出される法案が増加してゆくという状況にアドホックに対応するために、結果として生じたという可能性が強い。初期の委員会では意図的な委員の任命が行われず、その性質はかなり開かれたものであった。一六世紀末には前もって任命される議員がある程度決定されているかに見えるが、これは委員会での最終的な決定に影響を及ぼそうとする意図からではなく、設定された議題に利害関係のありそうな都市や地域の代表としての議員を任命すれば議論の能率が上がるのではないかという意図から形成された方途のように思われる。また議長はパトロネージの枠組みの中に捉われてはいたものの常に国王側に立っていたわけではなく、同時代のイングランドにおける中央や地方の他の官職と同じように、かなり各個人の裁量の幅が広く保たれていた。こうした議長¹の地位に変更を加えずにできるかぎり議事を効率的に運用しようとすれば、

枢密院に可能であったのは法律専門家の選出以外に無かつたのではないかと考えられる。

このように政治的な意図とは関係なく偶発的に行われた議事手続の整備は、その時代の状況に即した地点までしか進展しなかった。厳密に定義されない領域を残した状態でも、エリザベスの治世下では議会運営が可能であったからである。とはいえ依然として政策の決定がかなりの程度まで各君主の個性に依存していた当時の国制においては、同一のシステムが永続的な安定性を保障されていたわけではなかった。これ以降の過程は本稿の検討範囲外であるが、いわば緩衝材として存置されていた曖昧な部分がジェームズの治世下において統治上の障害となった可能性は十分に考えられる。とはいえさらなる規律化に消極的だったのは国王ではなく、下院の側だったようである。もちろん実際には慣習として一旦確立した制度は撤廃されず、全院委員会制度に見られるように一七世紀に入ってもなお議事手続の整備は続いた。だがランバートによれば、議員達は議事手続や特権の成文化が下院の地位向上にほとんど寄与せず、むしろ制限する可能性すらあると十分に認識していたのであった。¹ジェームズからチャールズへと治世が移り変わる頃には議会と

国王との間に明らかに認められるようになっていった不協和音は、議会が発展させた議事手続を武器に国王に対決を挑んだために生じたのではなく、議会が保持しようとしたエリザベス朝的システムと初期ステュアート朝国王たちの統治方針との間の軋轢を示唆していると言えるかもしれない。

註

1. はじめに

- (1) F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908. (小山貞夫訳『イングリランド憲法史』創文社、一九八一年)
- (2) J. Redlich, *The Procedure of the House of Commons. A Study of its History and Present Form*, translated from the German by A. Eanest Steinthal, 3 vols., London, 1908, I.
- (3) W. Notestein, *The Winning of the Initiative by the House of Commons*, London, 1924.
- (4) W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, 13 vols., London, 1922-52, IV.
- (5) A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926.
- (6) 基本的に同様の視座に立っている邦語文献としては、以下のものが挙げられる。清水陸「イギリス議会における議事手続の生成——絶対主義時代の下院議事手続

——」(『法学新報(中央大学)』第六五卷第二号、一九五八年)、筒井信定「イギリス庶民院議員の地位(一)」「(二)」「(経済理論(和歌山大学)」、第三八号、第三九号、一九五七年)、同「イギリス国会議員の弁論の自由、免責特権(一)」「(二)」「(経済理論(和歌山大学)』第八六号、第八七号、一九六五年)、藤田晴子「議院の自律権」(『日本国憲法体系』第五卷、有斐閣、一九六四年)。

なお本稿脱稿後に花田達郎「エリザベス期庶民院における『議事手続の標準化』——議会手続を中心に——」(『西洋史論叢(早稲田大学)』第二八号、二〇〇六年)、同「エリザベス期庶民院における三読会手続」(『塔影(本郷中学・高等学校)』第四〇集、二〇〇七年)を得た。花田氏の論考は細かな部分で筆者と意見を異にするものの、一六世紀後半に議事手続が確立していったという点においては本稿の結論と軌を一にしている。

- (7) J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, 1949 (『*EHC*』), chs. XIX-XXI.
- (8) S. Lambert, 'Procedure in the House of Commons in the early Stuart period', *English Historical Review* 95, 1980, p. 753.
- (9) 丸はD・ティーンによる一六世紀後半における研究の見解を一致しつつある。D. M. Dean, *Law-Making and Society in Late Elizabethan England: The Parliament of England, 1584-1601*, Cambridge, 1996, pp. 19-33.
- (10) G. R. Elton, 'Parliament in the Sixteenth Century: Functions and Fortunes', in Id., *Studies in Tudor and Stu-*

art Politics and Government, III, Cambridge, 1983.

- (11) M. A. R. Graves, *The House of Lords in the Parliaments of Edward VI and Mary I. An Institutional Study*, Cambridge, 1981, pp. 141-172; Id., *The Tudor Parliaments, Crown and Lords and Commons, 1485-1603*, London, 1985, pp. 19-38.

- (12) T. K. Rabb, 'Revisionism Revised: The Role of the Commons', *Past and Present* 92, 1981, p. 62, n. 11.

2. 議事手続関連史料

- (1) 本稿では M. Dewar (ed.), *De Republica Anglorum by Sir Thomas Smith*, Cambridge, 1982. を利用す。以下 'Smith' とある場合の引用頁数は同書のものとする。

- (2) V. F. Snow (ed.), *Parliament in Elizabethan England, John Hooker's 'Order and Usage'*, London, 1977. に所収。以下 'Hooker' とある場合の引用頁数は同書のものとする。なお本史料には同年に発行された二つの版が存在している。その違いは序文の献呈者であり、一方は当時のアイルランド総督であったサー・ウィリアム・フィッツウィリアムに、他方はエクセター市当局に献ぜられたものである。

- (3) P. L. Ward (ed.), *William Lambarde's Notes on the Procedures and Privileges of the House of Commons (1584)*, House of Commons Library Document No. 10, London, 1977. 以下 'Lambarde' とある場合の引用頁数は同書のものとする。なおこの史料は同時代に出版されたわけ

ではなく、著者によるオリジナルの原稿も現存していない。本稿で使用したのは現存している一九の転写から編者のウエードが再構成したものである。

- (4) その他として十七世紀の議事手続を扱ったものとして W. R. McKay, *Observations, Rules and Orders of the House of Commons. An Early Procedural Collection*, House of Commons Library Document No. 17, London, 1989; W. Hakewill, *The Manner How Statutes Are Enacted in Parliament by Passing of Bills*, London, 1641; Henry Elysing, *The Method of Passing Bills in Parliament*, London, 1685; Henry Scobell, *Memorials of the Method and Manner of Proceedings in Parliament in Passing Bills*, London, 1656. などがある。

- (5) T. Smith, L. Aston (ed.), *De republica Anglorum*, 1906. スミスを取り扱った文献は数多く存在するのど、この中にはその一部を挙げるに留める。『国制論』の編者であるメアリ・ジェマントは *Sir Thomas Smith: A Tudor Intellectual in Office*, London, 1964. を初めとする一連の論考がある。近年では N. Wood, 'Sir Thomas Smith's New "Moral Philosophy"', in Id., *Foundations of Political Economy: Some Early Tudor View on State and Society*, Berkeley, Los Angeles and London, 1994. & A. McLaren, 'Reading Sir Thomas Smith's *De republica Anglorum* as protestant apologetic', *Historical Journal* 42, 1999. などがある。

- (6) 例えば、隈田哲司「エリザベス時代における一政治思想

想——T・スミスの議会内国王主権論——」(『広島商大論集』第一卷第二号、一九六一年)などを参照。また近年では土井美徳『イギリス立憲政治の源流』(木鐸社、二〇〇六年)で詳細な紹介がなされている。

(7) *Oxford Dictionary of National Biography* (以下 *ODNB*) (Sir Thomas Smith).

(8) I. Alston (ed.), *De republica*, p. xiii.

(9) 以下フッカーの経歴については Snow, *op. cit.*, pp. 3-28. その他 *ODNB* (John Hooker [Vowell]), P. W. Hasler, *The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603*, London, 1981 (以下 *HPT*), II, pp. 333-335. を参照。

(10) もともと *Modus* が実際に著されたのは一四世期初頭であったにもかかわらず、フッカーはこれをエドワード告解王の時代のものであるとしている。Snow, *op. cit.*, pp. 50-57.

(11) だからといってフッカーが事実の確認に終始したというわけではない。特に「議会の威信、能力、権威、および議会の規則について」という章には、以下の言説に見られるように自らの思想がかなり反映されていると思われる。「議会は、本王国内において存在する、もしくは存在しうる、最高、至高、至上の法廷である。というのも議会は三つの位階、すなわち国王、貴族、庶民に分離されている全王国から構成されているからである。この三つの位階のいずれもが、議会内で決定され確立された全ての規則に従属している。」(Hooker, *op. cit.*, p. 181.)

(12) Ward, *op. cit.*, pp. 1-2. ウィリアム・ランバードに關

しては *ODNB* (William Lambarde), *HPT* II, pp. 429-432. を参照。邦語では佐々木信「テューダー朝アングロ・サクソン法研究史覚え書：W・ラムバードまで」(『法学論集へ駒澤大学』、第二四号、一九八二年)や清水祐司「ウィリアム・ランバードと地方・中央」(『史学』第六八卷第一・二号、一九九九年)がある。

(13) 「女王の婚姻と王位継承者の制限に関する請願」が「本稿の筆者であるW・L・の演説により繰り返されるよう一応提案されたものである」と述べられている。Lambarde *op. cit.*, pp. 65-66.

(14) Ward, *op. cit.*, p. 5; M. A. R. Graves, 'The Common Lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men-of-Business, 1584-1601', *Parliamentary History* 8, 1989, p. 197.

3. 法案審議過程

(1) Graves, *The Tudor Parliaments*, p. 24.

(2) Graves, *op. cit.*, p. 25. 下院において二回以内の読会で通過した法案の割合は、一五四七—一五五八年の間には全体の三〇%から四〇%の間を占めていたが、一五八一年までに二〇%程度に減少している。

(3) Hooker, *op. cit.*, p. 156.

(4) Hooker, *op. cit.*, p. 167.

(5) したがって読み上げる順番の決定権は議長にあった。Hooker, p. 168.

(6) Lambarde, *op. cit.*, p. 61.

- (7) Dean, *Law-Making*, p. 21.
- (8) ハの議員数はランバードが原則として示したもので、厳密に規定されていたようには思われな。
- (9) Lambarde, *op. cit.*, p. 62. ランバードは正確に議員数を数える際の手続について詳細には触れていないが、スミスSmithの記述からするとフッカーが第三読会に関して述べている手続と同様であると考えられる。Smith, *op. cit.*, pp. 83-84.
- なおランバードに従えば、浄書するか委員会に付託するかを諮った後、声による採決の段階では委員会付託という選択肢は消滅していることになる。これに対し、スミスは法案に部分的な修正を施す必要があると考えられる場合に委員会に付託されると漠然と述べている。Smith, *op. cit.*, p. 84. したがって正確にはどの時点で委員会への付託が決定されるのか判然としないが、おそらくその時々時々の議長の裁量に大きく依存していたと思われる。
- (10) Hooker, *op. cit.*, p. 190.
- (11) Hooker, *op. cit.*, p. 189.
- (12) Hooker, *op. cit.*, p. 190; Lambarde, *op. cit.*, p. 67. フッカーもランバードも委員会審議を経た全ての法案が再び三読会を経なければならぬかのように述べているが、これは実際の手続とは一致しない。
- (13) Smith, *op. cit.*, p. 83.
- (14) Hooker, *op. cit.*, p. 169.
- (15) Lambarde, *op. cit.*, pp. 68.
- (16) Lambarde, *op. cit.*, pp. 68-69.

エリザベス治世期における下院の議事手続

- (17) Hooker, *op. cit.*, p. 162; Lambarde, *op. cit.*, pp. 80, 82.
- (18) Hooker, *op. cit.*, p. 180.
- (19) Smith, *op. cit.*, p. 84.
- (20) 一八世紀のイングラント議会の議事手続に関しては、P. D. G. Thomas, *The House of Commons in the Eighteenth Century*, Oxford, 1971, reprinted, Aldershot, 1992; S. Lambert, *Bills and Acts: Legislative Procedure in Eighteenth-Century England*, Cambridge, 1971. などなどを参照。
- (21) 全国三部会については、イヴリー・マリー・ベルセ、阿河雄二郎訳「王国統治における全国三部会の役割」(二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会——権力の社会史へ』山川出版社、二〇〇三年所収)を参照。ただし著者は王国統治に果たした全国三部会の役割を肯定的に評価している。
- (22) 帝国議会については、石田光義「身分制としての帝国議会——一六世紀における議事手続を中心として——」(『早稲田政治経済学雑誌』第三一六号、一九九三年)を参照。
4. 委員会制度の成立をめぐること
- (1) Notestein, *op. cit.*, p. 36.
- (2) J. F. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments 1559-1581*, London, 1953 (『*ELIZABETH I*』 p. 220.
- (3) Lambert, *op. cit.*, pp. 759-773; Id., 'Committees, Religion, and Parliamentary Encroachment on Royal Authority in Early Stuart England', *English Historical Review* 105,

- 1990, pp. 60-95; C. Russell, *Parliament and English Politics, 1621-1629*, Oxford, 1979, pp. 38-41.
- (4) 唯一 M. F. Keeler, 'The Emergence of Standing Committees for Privileges and Returns', *Parliamentary History* 1, 1982. 本エリザベス治世期における委員会について扱っているが、表題の通り独立委員会を主題としている。
- (5) R. C. Munden, "All the Privy Council Being Members of this House": A Note on the Constitutional Significance of Procedure in the House of Commons, 1589-1614', *Parliamentary History* 12, 1993, pp. 115-125.
- (6) D. H. Willson, *The Privy Counsellors in the House of Commons, 1604-1629*, Minneapolis, 1940, pp. 237-8.
- (7) Lambert, 'Procedure', p. 767, n. 2.
- (8) ハリドマンデンが枢密院が出席した委員会として定義しているのを、出席者の中に「本院議員である全ての枢密議員」(All the Privy Council Being Members of this House) という記述のある委員会である。もともとこれは実際に下院議員である全ての枢密議員が出席していた事実を保障するものではない。またこうした記述が無い場合でも、個々の枢密議員の名が委員会出席者に挙がっている事例が当然存在する。この場合は全体としての枢密院の出席が想定される委員会を、さしあたり政府側によって関心の高いものとして区別している。
- (9) Notestein, *op. cit.*, p. 37.
- (10) Munden, *op. cit.*, p. 125.
- (11) Dean, *Law-Making*, pp. 22-27. ハートマンはキョート
- 六〇一年の会期に提出された聖ミカエル祭期間短縮法案の委員会構成員任命をめぐる議論を用いてこの問題を検討している。
- (12) 各会期の主要議題については、HPT, I, Appendix I-X. にまとめておく。ちなみにこの取り上げる三委員会はいずれも「本院議員である全ての枢密議員」が委員に含まれてゐる。
- (13) この法案の審議過程については、Neale, EP I, pp. 225-234; G. R. Elton, *The Parliament of England 1559-1581*, Cambridge, 1986, pp. 181-185. を参照。
- (14) 'Anonymous journal', from Trinity College Dublin, MS 535, f. 8 (T. E. Hartley (ed.), *Proceedings in the Parliament of Elizabeth I*, I: 1558-1581, Leicester, 1981 (ハート Hartley, *Proceedings*, I), pp. 203-204.).
- (15) Sir Simon D'Ewes, *The journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth*, London, 1682, reprinted in Shannon, Ireland, 1973 (ハート D'Ewes), p. 165.
- (16) 'Anonymous journal', f. 9 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 204.).
- (17) 'Anonymous journal', ff. 18-19 (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 217-218.).
- (18) 'Anonymous journal', f. 15 (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 212-213.). 実はグッデイナーはメアリと面識があり、ノーフォーク公への文通を手助けしたりしていたので、こうした発言がなされたのは当然であった。HPT, II, p. 203.
- (19) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p.

217.)

(20) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 216.).

(21) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 217.).

(22) 結局両法案が並立するような形で制定法として成立している。Elton, *op. cit.*, pp. 184-185.

(23) この法案の審議過程については、J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments 1584-1601*, London, 1957 (以下 *EP II*) pp. 103-145.

(24) D'Ewes, p. 394.

(25) D'Ewes, pp. 393-394. スロックモートンの他、サー・ウイリアム・ハーバート、サー・トマス・スコット、トマス・エジャートン、ジェームズ・ダルトン、フランシス・ベイコン、フランシス・アルフォード、エドワード・バーカー、ロバート・ベインブリッジがそれぞれ発言している。

(26) *HPT*, III, p. 492.

(27) *HPT*, I, p. 84, Appendix VI. にあつて。

(28) 一五九七年の独占問題に関しては、Neale, *EP II*, pp. 352-356. を、独占全般に関しては Dean, *Law-Making*, pp. 85-92. を参照。

(29) D'Ewes, pp. 552-555. モアの他活動が記録されているのは、フランシス・ヘイスティングス、ロバート・ウィングフィールド、フランシス・ベイコン、ナサニエル・ベイコン、ジョン・デイビスの五人である。

エリザベス治世期における下院の議事手続

(30) *HPT*, I, p. 94, Appendix IX. にあつて。

(31) したがってその集団に含まれる個々の議員が、その法案に強い関心を抱いているとは限らない。実際本稿で取り上げた独占に関する委員会では、こうした集団に含まれる議員たちが委員任命前に発言した記録は残されていない。

なお独占の問題がこの会期の中心的な議題であったのは間違いないが、集団への委員任命はこの委員会に特有の現象であったわけではない。同会期中におけるその他の事例を幾つか挙げてみよう。一月八日に任命された武器・武器の保持に関する法案審議のための委員会には「全州選出議員」と「本院議員である全州の副統監」が、同日の過重な罰則法の廃止あるいは改革を検討する委員会でも「全州選出議員」が含まれており(以上 D'Ewes, p. 553.)、一月二二日の貧者関連諸法を審議する委員会には「全上級法廷弁護士」「全州選出議員」「全シテイ選出議員」の名前が見出せる。(D'Ewes, p. 561.) また特定の地域に関わる事項の場合、例えば一月三日に任命されたイングランド東部地方における未開墾の沼沢地埋立法案審議のための委員会には、「ノーフォーク、ノーザンプトン、リンカーン、ケンブリッジ、ハンティンドン、サフォーク、エセックス、サセックス、ベッドフォードの州選出議員およびその州内の都市選出議員」が(D'Ewes, p. 567.) 選出されている。このように特定の集団への委員任命は、一五九〇年代以降法案内容に関わらず広範に確認される。

(32) こうした議員が実際に全員出席したかどうか定かではない。しかし前述したように州選出議員が全員出席するという事態は、事実上ありえないように思われる。個別の都市選出議員の場合は地域代表としての側面が強いかもしれないが、全州選出議員の任命はその法案がそれだけ全王国的に関心が高かったという事実を示しているのかもしれない。

(33) 清水、「イギリス議会における議事手続の生成」、四四頁。

5. 議長の権能

(1) 下院議長全般に関しては、J. A. Manning, *The lives of the speakers of the house of commons*, London, 1850; A. I. Dasent, *The speakers of the House of Commons*, London and New York, 1911. などがあり、中世に関しては J. S. Roskell, *The Commons and their Speakers in English Parliaments 1376-1523*, Manchester, 1965. が詳細な研究を行っているが、残念ながら委員会と同様にエリザベス治世期に焦点を絞った研究は見当たらない。

(2) Neale, *EHC*, pp. 395-396.

(3) 筒井「イギリス庶民院議長の地位 (一)」「二八—二九頁。

(4) Neale, *EHC*, p. 394.

(5) 筒井、同、二九頁。

(6) 拙稿「エリザベス治世期における議会の特質——議員と選挙区との関係を中心として——」(『史学』第七二巻

第三・四号、二〇〇三年) 参照。

(7) 同、一六三—一六五頁参照。

(8) *HPT*, III, p. 154.

(9) *HPT*, III, p. 654.

(10) *HPT*, III, pp. 257-258.

(11) 小山貞夫「シェイクスピア時代のインズ・オヴ・コート——貴紳子弟教育機関としての——」同『絶対王政期

イングランド法制史抄説』(創文社、一九九二年) 所収、

三三三—三三五一頁。

(12) 実際中世までは国王の顧問官が下院議長を務めるのが

通例であった。Roskell, *op. cit.*, p. 334.

(13) 拙稿「エリザベス治世期における下院議席の創設

(上)」(『史学』第七四巻第四号、二〇〇六年)、六一—六

七頁。

(14) 'Speaker's notes for his speech conveying the Queen's

inhibition of proceedings on religion, 2 March 1585', from

British Library (Z1-BL), Harley MS 6853 (Hartley, *Pro-*

ceedings, II, p. 56.).

(15) 'Sir William Fitzwilliam's journal', from Northampton-

shire County Record Office, Fitzwilliam of Milton Papers

2, f. 33v (Hartley, *Proceedings*, II, pp. 183-184.).

(16) D'Ewes, p. 410.

(17) Peter Wentworth's speech and questions on the liber-

ties of Parliament, 1 March 1587, from BL Cotton T1us F.

i., f. 290 (Hartley, *Proceedings*, II, p. 322.), D'Ewes, p. 411.

(18) D'Ewes, p. 411.

- (61) 'Part of Speaker's speech, 2 March 1587 (?)', from Queen's College, Oxford, f. 35 (Hartley, *Proceedings* II, p. 332.).
- (20) その直前の一五七一年の会期において、ベルが徴発権に対してかなり辛辣に女王を批判したにもかかわらず、この会期で議長を務めた点にも注意された。HPT, I, pp. 421-424; *ODNB* (Robert Bell).
- (21) 'Thomas Cromwell's Journal', from Trinity College Dublin, MS 1045, ff. 61v-62 (Hartley, *Proceedings* I, p. 403.).
- (22) 'Thomas Cromwell's Journal', ff. 62 (Hartley, *Proceedings* I, p. 403.).
- (23) 'Thomas Cromwell's Journal', ff. 62 (Hartley, *Proceedings* I, pp. 403-404.).
- (24) 'Thomas Cromwell's Journal', ff. 63v (Hartley, *Proceedings* I, p. 406.).
- (25) 'Closing proceedings and speeches, 10 April', from BL Cott. Titus F. i, f. 78 (Hartley, *Proceedings* I, p. 109.).
- (26) *Ibid.*, f. 79 (Hartley, *Proceedings* I, p. 110.).
- (27) 'Proceedings and speeches at close of Parliament, 2 January 1567', from BL Cott. Titus F. i, f. 119 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 169.). トマス・エリオットについては、さしあたり小林麻衣子「ルネサンス期イングランドとトマス・エリオット：顧問官の概念」(『一橋研究』第二九巻第四号、二〇〇五年)を参照。
- (28) *Ibid.*, ff. 119-119v (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 169-

170.).

(29) *Ibid.*, f. 120 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 170.).

(30) G. R. Elton, 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C. Haigh (ed.), *The Reign of Elizabeth I*, London, 1984. 参照。こうした視点に立つとすれば、もちろん議長とパトロンとの距離も勘案しなければならないだろう。

(31) しかし特に一五九〇年代以降の会期に見られるように、実際には全ての議長が議事を円滑に遂行できたわけではなかった。したがって官職の賦与は議長を務めたという事実のみに対してなされていたようにも思われる。

なおグレーヴスは、ポパムを除くエリザベス治世期後期の議長は、全て議会での職務を通じて官職の獲得を志す野心的な法律家サークルの中から選出されており、彼らの有する立法および弁舌の技術が必要とした枢密院と利害関係が一致していたのではないかという興味深い見解を提示している。Graves, 'The Common Lawyers', p. 195. この解釈にもとづけば、パトロネージによる官職の配分と法律的技術の実践とが高次に融合する可能性が相対的に高かったことになる。また本稿の検証結果からすれば、グレーヴスが検討対象としていないベル以前の議長においてもこの見解はある程度有効性を持ちうると思われる。

(32) Lambert, 'Procedure', pp. 773-775.

6. 結びにかえて

(1) Lambert, *op. cit.*, p. 781.